## (様式2-2)

塩釜漁港の指定施設(釜の渕泊地)に係る指定管理者の指定について

## 1 施設概要

施設名 塩釜漁港の指定施設 (釜の渕泊地) 所在地 塩竈市新浜町三丁目地先

# 2 募集期間

令和6年7月16日から令和6年8月30日まで

3 応募団体(1団体) 塩釜市漁業協同組合

## 4 審査日程

第一次審査(書類審査) 令和6年9月9日から令和6年9月30日まで 第二次審査(ヒアリング) 令和6年10月30日

## 5 審査方法

令和6年10月30日に宮城県水産林政部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者 の指定の手続等に関する条例第3条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補 者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	<ul> <li>・施設の設置目的を踏まえた管理運営方針になっているか。</li> <li>・人員体制及び配置計画は、施設の業務に十分対応できるものであるか。</li> <li>・施設の維持管理計画が適正であるか。</li> <li>・現金の取扱等、使用料の管理は適切であるか。</li> <li>・利用者サービス向上に向けた取組計画が計画されているか。</li> <li>・利用者の増加に向けた取組がなされているか。</li> <li>・事故の防止対策、事故が発生した際の体制づくりが的確になされているか。</li> <li>・防犯及び防災に対する対応体制が適切か。</li> <li>・個人情報保護の考え方は適切か。</li> <li>・情報の管理体制は適切か。</li> </ul>	40点
申請者の能力	<ul><li>・安定的な運営が可能となる人的能力を備えているか。</li><li>・安定的な運営が可能となる経済的な基盤を備えているか。</li><li>・施設の管理実績は十分か。</li><li>・事業に対する取組姿勢は適正か</li></ul>	40点
収支計画	・経費の積算、配分等が適切であり、実現性・具体性があるか。 ・宮城県の見込んでいる金額を超えていないか。 ・施設の管理、運営以外の目的に費用が計上されていないか。	20点

#### 6 選定委員の氏名等

					氏		名		所属・職		
委	Į	į	長	長	谷	Ш		新	宮城県水産林政部副部長(技術担当)		
副	委	員	長	伊	藤		栄	明	宮城県小型船安全協会会長		
委			員	斎	藤	ま	ゆ	み	有限会社まるきた商店代表取締役		
委			員	清	水		仁	美	ヒトミコンサルティング代表		
委			員	山	田		智	志	宮城県水産林政部副部長(技術担当)		

#### 7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合 計	摘要
塩釜市漁	計画の内容及 び実現性	2 6	2 8	2 8	2 7	2 6	1 3 5	指定管理者
業協同組合	申請者の能力	2 8	2 6	2 8	2 8	2 8	1 3 8	候補者
	収支計画	1 4	1 2	1 2	1 2	1 2	6 2	
	合 計	6 8	6 6	6 8	6 7	6 6	3 3 5	

8 指定管理者候補者の指定管理予定価格(収支計画)

収入総額 27,665,000円 (うち県指定管理料 27,665,000円)

支出総額 27,665,000円

# 9 指定管理者候補者

団体名 塩釜市漁業協同組合

代表者 代表理事組合長 鈴木 久仁

所在地 塩竈市新浜町三丁目30番17号

# 10 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

# 11 選定理由

- (1) 管理運営を行う人員体制が適切に計画されている。また、事務所が当該施設の近隣に存在 することにより、即応体制が確保され、利用者の利便性や安全対策についても、必要な知識 や技能を有するなど、適正な計画であると認められた。
- (2) 当該団体は、海に精通した職員で組織され、また、これまでも指定管理者として適正に管理を行っているなど、指定管理者としての能力を十分有していると認められた。
- (3) 収支計画については、経費の節減を図り、効率的な管理運営ができるものと認められるなど、県への貢献が期待できる。

# 12 指定管理者の指定

宮城県水産林政部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和6年11月県議会の議決を経た上で、令和6年12月11日に指定管理者に指定した。